



LIFRE

Legal Information Flash Report
from MCLAW

発行：丸の内中央法律事務所
〒100-0005
東京都千代田区丸の内3-4-1
新国際ビル817区
TEL:03-3201-3404
FAX:03-3201-3434
URL:https://www.mclaw.jp
email: tsutsumi@mclaw.jp

会計帳簿の偽造を看過した監査役の注意義務違反に関する近時の最高裁判例及び第204回国会において成立した諸法の一部について概要をご紹介します。

◇監査役の注意義務違反に関する最高裁判決

本年7月19日、最高裁判所第二小法廷は、監査役の注意義務違反の有無について、注目すべき判決を下しました。

1. 事案の概要

Yは、かつてX社の監査役（その監査の範囲は、会計に関するものに限定）を務めていたところ、Yの在任中に、X社の経理担当従業員Aが、X社口座から自己名義の預金口座への送金を繰り返し、合計2億3000万円余りを横領していたことが発覚しました。Aは、横領行為の発覚を防ぐため、X社口座の残高証明書を作成し、偽造するなどしていましたが、Yはこれに気付かないまま、偽造された残高証明書と会計帳簿を照合し、計算書類等に表示された情報が会計帳簿の内容に合致していることを確認する等した上、計算書類等の記載が適正である旨の意見を表明していました。

2. 審理の経過

X社は、Yが監査役としての注意義務を怠ったとして、会社法423条に基づき損害賠償を求めました。

第1審判決はX社の請求を一部認容しましたが、控訴審の東京高裁は、「監査の範囲が会計に関するものに限定されている監査役（中略）は、計算書類等の監査において、会計帳簿が信頼性を欠くものであることが明らかであるなど特段の事情のない限り、計算書類等に表示された情報が会計帳簿の内容に合致していることを確認していれば、任務を怠ったとはいえない。」と述べて、第1審判決を取り消し、X社の請求を棄却しました。

しかし、後述の通り、最高裁は、原判決の判断は是認できないとしてこれを破棄し、審理を原審に差し戻しました。

3. 最高裁の判示

監査役は、会計帳簿が信頼性を欠くものであることが明らかでなくとも、計算書類等が会社の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかを確認するため、会計帳簿の作成状況等につき取締役等に報告を求め、又はその基礎資料を確かめるなどすべき場合があるというべきである。そして、会計限定監査役にも、取締役等に対して会計に関する報告を求め、会社の財産の状況等を調査する権限が与えられていること（会社法389条4項、5項）などに照らせば、以上のことは会計限定監査役についても異なるものではない。

そうすると、会計限定監査役は、計算書類等の監査を行うに当たり、会計帳簿が信頼性を欠くものであることが明らかでない場合であっても、計算書類等に表示された情報が会計帳簿の内容に合

致していることを確認しさえすれば、常にその任務を尽くしたといえるものではない。（中略）被上告人が任務を怠ったと認められるか否かについては、上告人における本件口座に係る預金の重要性の程度、その管理状況等の諸事情に照らして被上告人が適切な方法により監査を行ったといえるか否かにつき更に審理を尽くして判断する必要があり、また、任務を怠ったと認められる場合にはそのことと相当因果関係のある損害の有無等についても審理をする必要があるから、本件を原審に差し戻すこととする。

4. コメント

本判決に照らせば、監査役は、監査対象事項の重要性等に照らし、計算書類と会計帳簿を照合するだけでは不十分と判断される場合があり得ますので、今後はより慎重な対応が求められることになります。

（弁護士門屋）

*

～先の国会で成立した法律（一部）のご紹介～

◆改正特定商取引法（令3.6.19公布。原則として公布から1年以内に施行）

1. 通販における「詐欺的な定期購入商法」対策として、①定期購入でないことと誤認させる表示に対する直罰化②誤認に基づく申込みの取消を認める制度などが導入されます。
2. 送り付け商法対策として、一方的に商品を送り付けた事業者は、商品の返還を請求できず、消費者は当該商品を直ちに処分することが可能になります（本制度は令3.7.6に施行）。

◆改正プロバイダ責任制限法（令3.4.28公布。公布から1年6か月以内に施行）

SNS等における誹謗中傷の発信者情報の開示手続が一体化されます。従来、発信者を特定するには、投稿サイトと接続プロバイダに対し2段階で開示請求する必要がありました。今回発信者情報開示命令の制度（非訟手続）が創設され、投稿サイトに対する開示命令を發した裁判所が接続プロバイダに対する開示命令事件も専属的に管轄することとなりますので、より簡易迅速に発信者を特定することが可能となります。

◆改正育児・介護休業法（令3.6.9公布。下記の各制度は公布から1年6か月以内に施行）

1. 出産直後の時期に柔軟に育児休業を取得できるよう、子の出生後8週間以内に4週間まで取得（2回分割取得も可能）できる制度が創設されます
2. 育児休業（原則子が1歳まで）の分割取得が可能になります。1歳以降の延長についても、育休開始日を柔軟化することで、期間途中で夫婦が交代することも可能になります。